

令和7年12月22日

尼崎市 市長
松本 眞 様

尼崎市国民健康保険運営協議
会 長 道 中 隆 義



国民健康保険事業について（答申）

令和7年11月13日付けをもって貴職から諮問のあった事項について
慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申する。

記

1 子ども・子育て支援納付金に係る尼崎市国民健康保険条例の改正

(1) 保険料の賦課額

子ども・子育て支援納付金賦課額は、所得割額、被保険者均等割額、
18歳以上被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。

(2) 保険料率

子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

ア 所得割

子ども・子育て支援納付金賦課総額の100分の47に相当する額を、
被保険者の基礎控除後の総所得金額等の総額で除して得た数

イ 被保険者均等割額

子ども・子育て支援納付金賦課総額の100分の37に相当する額を、
保険料の賦課期日における被保険者の見込数で除して得た額

ウ 18歳以上被保険者均等割額

18歳未満の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額の被保
険者均等割額を減額することとなる額の総額を、保険料の賦課期日に
おける18歳以上の被保険者の見込数で除して得た額

エ 世帯別平等割額

子ども・子育て支援納付金賦課総額の100分の16に相当する額を、
保険料の賦課期日における被保険者の属する世帯の見込数で除して得た
額

(3) 保険料の賦課限度額

子ども・子育て支援納付金の賦課限度額は、国民健康保険法施行令に
規定する額とする。

2 理由

子ども・子育て支援納付金に係る保険料賦課額、保険料率及び保険料賦課
限度額について、従来の保険料（医療分・後期高齢者支援金等分・介護納付
金分）と同様の考え方の基に設定されており、適当であると考えため。

3 施行日

令和8年4月1日

以 上